

# 公的年金等を受給されている皆さまへ

**所得税の確定申告が不要になった場合でも、市・県民税（住民税）の申告が必要となる場合があります。**

※所得税法の一部改正により、平成23年分の確定申告から、

## 公的年金等の収入

金額(注1)が、  
400万円以下

かつ

公的年金等に係る雑所得  
以外の所得金額(注2)が、  
20万円以下

に該当する場合  
確定申告書を提出する必要がなくなりますが、上記要件に該当し、  
確定申告書の提出が不要の場合でも、

**市・県民税（住民税）の申告が必要となる場合があります。**

※市・県民税（住民税）に関して詳しいことは、市役所におたずねください。

(注1) 2箇所以上から受給されている場合は、その合計額です。

(注2) 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものは、次のとおりです。

- ・ 給与所得.....給与・賞与、パート収入など
- ・ 雑所得（公的年金等以外）.....個人年金、原稿料など
- ・ 配当所得.....株式や出資の配当など  
（上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。）
- ・ 一時所得.....生命保険の満期返戻金など



《お問い合わせ》

明石市役所

市民税課

電話(078)918-5013(直通)